

## 練馬区立石神井町さくら保育園・東大泉第二保育園運営業務委託事業者選定方針

練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成25年2月8日24練教こ保第10139号）に基づき設置された練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、練馬区立石神井町さくら・東大泉第二保育園の運営業務委託事業者を選定するにあたり、選定方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 選定委員会委員の役割

選定委員会における各委員（以下「選定委員」という。）は、円滑な運営業務委託のため、つぎに掲げる選定趣旨を十分認識し、それぞれの専門性や職責に基づき、公正かつ適正に選定を行う。

- (1) 石神井町さくら・東大泉第二園の保育理念、保育目標や行事等を継承すること。
- (2) 保育園児および保護者の視点に立ち、効率的で質の高いサービスを提供すること。
- (3) 区および保護者との良好な関係を構築・維持し、保育の安定性と継続性を確保すること。

#### 2 現地調査部会の役割

現地調査部会は専門的な立場から、応募事業者が運営している保育所の現地調査を実施し、選定委員会へ報告する。現地調査にあたっては、十分な時間をかけ、運営管理や保育内容を重視して調査する。

#### 3 事業者選定の考え方

- (1) 事業者の評価は、「練馬区立保育園運営業務委託事業者審査基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づいて行う。
- (2) 審査方法は、応募書類、税理士による経営診断報告をもとに、「一次審査基準表」により行い、審査結果が6割以上の事業者の中から、二次審査を行う事業者を1園につき5事業者程度に選定する。
- (3) 二次審査は、一次審査の内容とあわせて、現地調査部会による現地調査報告をもとに総合的に実施し、最終審査を行う事業者を1園につき3事業者程度に選定する。
- (4) 最終審査は、事業者プレゼンテーション、園長候補者ヒアリングおよび選定委員による現地視察により行う。
- (5) 選定委員会は、選定委員の合議により、「最終審査基準表」の評点結果が7割以上の応募事業者のなかから、石神井町さくら・東大泉第二保育園の運営業務委託候補事業者（以下「委託候補事業者」という。）を選定する。

#### 4 情報の公開

- (1) 選定委員会の要点記録を石神井町さくら・東大泉第二保育園の保護者に公開する。
- (2) 選定委員会の資料および応募事業者の書類は、練馬区情報公開条例およびプロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準の定めるところにより公開する。
- (3) 選定結果と委託候補事業者名は、練馬区議会に報告した後、公表する。